

協力病院契約書(歯科)

医療法人社団 康心会 湘南東部総合病院(以下「甲」という。)と介護老人保健施設ふれあいの百合(以下「乙」という。)の間において「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第18号)第18条及び第33条の規定に基づき次のとおり契約を締結する。

- 第1条 甲は乙の協力病院として、乙の入所者及び通所者(以下「入所者等」という。)が診療を必要とした場合に、緊密な連携協力により円滑な診療を受け得る体制を確立しておくものとする。
- 第2条 甲は、入所者等が診療を必要とした場合に、乙の要請に基づき、対処するものとする。
- 第3条 乙は、入所者等の病状等からみて、必要な場合に限り往診・通院を甲に依頼する。
- 第4条 乙は、診療に対して、入所者である旨の文書を添えて受診させるものとする。
- 第5条 乙の医師は、第3条による診療に対して、甲の保険医に当該入所者等の診療状況に関する情報提供を行うものとする。また、甲の保険医は、この情報により適切な診療を行うものとする。
- 第6条 甲の保険医は、乙の入所者等を診療した場合には、乙の医師に対し、施設の療養上必要な情報提供を行うものとする。また、乙の医師は、この情報により適切な診療を行うものとする。
- 第7条 休日及び夜間に緊急を要する場合は、乙は甲に入所者等の診療を依頼できるものとし、甲も可能な限りこれに協力するものとする。
- 第8条 乙が第3条による診療を甲に依頼する場合は、乙の入所者等の送迎に対して責任をもって行うものとする。
- 第9条 乙が第3条による診療を甲に依頼する場合は、乙の看護職員又は介護職員が付き添うものとする。
- 第10条 甲が乙の入所者等に行った診療等により生じた費用については、通常の保険請求と扱いを異にするものであるので、双方協議のうえ別途対応するものとする。(※医科の場合のみ)
- 第11条 この契約の有効期間は、令和7年2月1日から令和8年1月31日までの12ヶ月とする。但し、この契約は有効期限の3カ月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示のない場合は自動的に3カ年延長するものとし、以後も同様とする。

この契約の成立を証するため本契約書を2通作成し甲乙双方記名押印のうえ各自1通保有する。

令和 7 年 2 月 1 日

甲	所在地	茅ヶ崎市西久保500番地
	名称	医療法人社団康心会 湘南東部総合病院
	理事長	大屋敷 芙志枝

乙	所在地	茅ヶ崎市南湖一丁目6番14号
	名称	介護老人保健施設 ふれあいの百合
	管理者	黒沢 秀樹